山元町介護保険料所得段階区分及び保険料

≪令和６年度から令和８年度≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所得段階  | 対象者  | 保険料率  | 保険料額（円）  |
| 月額  | 年額  |
| 第１段階  | 1. 生活保護受給者
2. 老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の人
3. 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万9千円以下の人
 | 基準額×0.285  | 1,568  | 18,810  |
| 第 2 段階  | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万9千円を超え 120 万円以下の人  | 基準額×0.485  | 2,668  | 32,010  |
| 第 3 段階  | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 120 万円を超える人  | 基準額×0.685  | 3,768  | 45,210  |
| 第 4 段階  | 市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万9千円以下の人  | 基準額× 0.9  | 4,950  | 59,400  |
| 第 5 段階  | 市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万9千円を超える人  | 基準額×1.0  | 5,500  | 66,000  |
| 第 6 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120 万円未満の人  | 基準額×1.2  | 6,600  | 79,200  |
| 第 7 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120 万円以上 210 万円未満の人  | 基準額×1.3  | 7,150  | 85,800  |
| 第 8 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210 万円以上 320 万円未満の人  | 基準額×1.5  | 8,250  | 99,000  |
| 第 9 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320 万円以上 420 万円未満の人  | 基準額×1.7  | 9,350  | 112,200  |
| 第 10 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420 万円以上 520 万円未満の人  | 基準額×1.9  | 10,450  | 125,400  |
| 第 11 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520 万円以上 620 万円未満の人  | 基準額×2.1  | 11,550  | 138,600  |
| 第 12 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620 万円以上 720 万円未満の人  | 基準額×2.3  | 12,650  | 151,800  |
| 第 13 段階  | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720 万円以上の人  | 基準額×2.4  | 13,200  | 158,400  |

 ※第 1 段階から第３段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。

第 1 段階（基準割合0.455－軽減割合 0.17） ×基準額 5,500 円/月＝保険料額 1,568 円

第 2 段階（基準割合0.685－軽減割合 0.2）　　×基準額 5,500 円/月＝保険料額 2,668 円

第 3 段階（基準割合0.69　－軽減割合 0.005）×基準額 5,500 円/月＝保険料額 3,768 円